

NO, 136

オリエンタル
労働衛生
ニュース

ORIENTAL

INDUSTRIAL HEALTH NEWS

JAN.12.2021

発行/一般社団法人 オリエンタル労働衛生協会

〒464-0850 名古屋市千種区今池1-8-4 TEL052(732)2200(代)

発行人/福田 吉秀 編集人/伊藤 達夫 構成/藪野 正樹

E-mail:oriental@muh.biglobe.ne.jp



絵・藪野正樹(二紀会会員)「オーロラ燦めく」



一般社団法人 オリエンタル労働衛生協会

URL <http://www.oriental-gr.com/orn/oriental.htm>



新春のグシ挨拶

愛知労働局長
伊藤正史

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和3年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の御理解と御協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、社会経済活動全般、ひいては雇用・労働環境等に広範な影響を

もたらした年でした。

本県でも、こうした環境下で、昭和38年1月の統計開始以来、昨年7月に初めて有効求人倍率が全国平均を下回り、直近10月で1・02倍の水準に留まっています。徐々に回復の兆しも見られるものの、なお不透明な要素が残り、引き続き注視が必要な状況と認識しています。

当局としては、こうした厳しい雇用環境の下、コロナ感染症防止に最大限に配慮しつつ、コロナ禍前からの人手不足分野企業や、ウィズコロナの新たな生活様式の下で需要を伸ばし、人材を必要とする企業等を重点に積極的にアプローチし求人確保するとともに、障害者及び高年齢者雇用対策を推進してまい

ります。

また、働き方改革の推進は、ウィズコロナの下、多様な働き方実現のニーズが高まる中、一層重要な課題です。本年4月から、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を定めたパートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用されることから、事業主等の理解・取組を促進するため、更なる周知や、きめ細かな支援に努めてまいります。

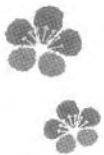
労働安全衛生の確保については、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け取り組むとともに、働く人がその能力を十分発揮し、安心して働くことのできる職場環境が実現されるよう、治療と仕事の両立支援や事業場における労働者の健康保持増進などを促進してまいります。

また、昨年は金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにかかる特定化学物質障害予防規則等の改正が行われましたが、特に愛知県

においては同作業に携わる労働者の方が多数おられることから、その円滑な施行に努めてまいります。

これらの取組や労働条件確保・改善対策のほか多くの課題において、愛知の地域特性を踏まえ、また、中小企業をはじめ各企業の直面する課題に向き合い、監督署・ハローワークを含め、労働局の有する資源を最大限活用し、総合的、丁寧な企業支援に努めるとともに、女性、高齢者、就職氷河期世代、障害者、外国人材等の活躍促進を図ってまいります。

社会全体としても、各企業等においても、引き続き「ウィズコロナ」での難しい舵取りが求められることとなりますが、本年が皆様にとってより良い年になるよう折念いたしますとともに、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。



新年のご挨拶

協会理事長 福田吉秀

明けましておめでとございます。

会員並びに関係事業所の皆様におかれましては、すこやかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の健康支援事業にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年も引き続き、皆様の健康づくりにお役に立てますよう、更なる努力に努めてまいりますので、宜しくお願い致します。



します。

さて新型コロナウイルスの発生から、一年が過ぎました。

今では第一、第二、そして第三波ともいわれている中、更なる不安の新年をお迎えになられたことと思います。

そうした中、感じたことは昨年4月から「インフルエンザ」の患者を診たことがないということですが、その要因は幾つもあると考えられる中、三つが考えられます。一つ目は「マスクの着用」をするようになったことだと思えます。今ではマスクをしていない人を探すのが難しくなりました。

二つ目は「手洗いをする」ようになったことです。皆様におかれましては必ずと言って良いほど、帰宅後に手洗い

を励行されていることと思えます。これも、とても効果がある対策です。また手洗いだけに限らず、商業施設、学校、病院並びに事業所など、多くの施設においては、入り口に手指消毒薬が設置してあり、皆様もお使いになられているのではないのでしょうか。

最後の三つ目は「外出が減っている」ことです。

特にこの時期は、空気も乾燥しがちで、くしゃみによってウイルスが飛沫し、空気中に漂っているに違いありません。予防のためにも今は予防接種が大事とされています。

また先生方にもよく伺いますが、心筋梗塞、脳梗塞が減っているといわれています。これは、新型コロナウイルスによって受診を控えることによつての減少ともいわれています。

またアメリカでは、がんの発見率が減少しているともいわれ、新型コロナウイルスの感染が怖くて病院を受診できないことから、発見が遅れているといわれています。

つきましては、皆様並びに事業所の健康管理ご担当者の皆様には、定期健康診断、人間ドック、及びがん検診等の実施・受診について勧奨くださいますようお願い致します。

次に、昨年の延期から今年開催予定の「東京オリンピック・パラリンピック」もコロナ禍によって開催が案じられております。

選手の皆様や観戦にお越しになる各国の皆様が健康で安心して、競技や観戦することができるようオリンピック・パラリンピックとしては是非成功してほしいものです。

当協会におきましては引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努め、安全・安心して受診していただける健康管理機関として感染予防に努めてまいり所存です。

最後になりましたが、今年も皆様のお役に立つことができる質の高い健診機関を目指すとともに、皆様のご多幸とご健勝を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

情報機器作業における

労働衛生管理のための

ガイドライン②

それぞれの項目に

ついでの内容

(中災防発行「令和2年度

労働衛生のしおり」)

〈作業環境管理〉

作業者の心身の負担を軽減し、作業者が支障なく作業を行うことができるよう。照明、採光、グレアの防止、騒音の低減措置等について、下記の基準を定め、情報機器作業に適した作業環境管理を行うこと。

(1) 照明及び採光

イ 室内は、できるだけ明暗の対照が著しくなく、かつ、眩しさを生じさせないようにすること。

ロ ディスプレイを用い

るようにすること。

ニ 間接照明等のグレア

防止照明器具を用い

ること。

ホ その他、グレアを防

止するための有効な

措置を講ずること。

(2) 情報機器等

情報機器を事業場に

導入する際には、作業

者への健康影響を考慮し、

作業者が行う作業に最

も適した機器を選択し

導入すること。

(イ) デスクトップ型

機器(ロ) ノート型機器

(ハ) タブレット、スマー

トフォン等(ニ) その他

の情報機器(ホ) ソフト

ウェア(ヘ) 椅子(机) また

は作業台。

(3) 騒音の低減措置

情報機器及び周辺機

器から不快な騒音が発

生する場合には、騒音の

低減措置を講ずること。

(4) その他

換気、温度及び湿度

の調整、空気調和、静電

気除去、休憩等の設備

等について、事務所衛生基準規則に定める措置等を講ずること。

〈作業管理〉

(1) 作業時間等

イ 1日の作業時間情報

機器作業時間が過度

に長時間にわたりに行

われることのないよう

に指導すること。

ロ 一連続作業時間及び

作業休止時間

一連続作業時間が1

時間を超えないよう

に、次の連続作業ま

での間に10分〜15分

の作業休止時間を設

け、かつ、一連続作

業時間内において1回

〜2回程度の小休止

を設けるよう指導

すること。

ハ 業務量への配慮

作業者の疲労の蓄

積を防止するため、

個々の作業者の特性

を十分配慮した無理

のない適度な業務量

となるよう配慮する

こと。

(2) 調整

作業者に自然で無理

のない姿勢で情報機器の作業を行わせるため、次の事項を作業者に留意させ、椅子の座面の高さ、机または作業台の作業面の高さ、キーボード、マウス、ディスプレイの位置等を総合的に調整させ、また作業者に作業姿勢を留意させること。

〈情報機器及び作業環境の維持管理〉

作業環境を常に良好な状態に維持し、情報機器作業に適した情報機器等の状況を確保するため、日常の点検、定期点検及び清掃を行い、必要に応じ、改善を講じること。

〈健康管理〉

作業者の健康状態を正しく把握し、健康障害の防止を図るため、作業者に対して、次により健康管理を行うこと。

(1) 健康診断等

健康診断
情報機器作業者に
対して、所定の項目に
ついて、配置前及び定

期に健康診断を行うこと。

健康診断結果に基づき事後措置

健康診断によって早期に発見した健康阻害要因を詳細に分析し、必要に応じ保健指導等の健康管理を進めるとともに、作業方法、作業環境等の改善を図ること。

(2) 健康相談

メンタルヘルス、健康上の不安、慢性疲労、ストレス等による症状、自己管理の方法等についての健康相談の機会を設けるよう努めること。

(3) 職場体操等

就業の前後または就業中に、体操、ストレッチ、リラクゼーション、軽い運動等を行うことが望ましいこと。

〈労働衛生教育〉

情報機器作業に従事する作業及び当該作業を直接管理する者に対して、労働衛生教育を実施す

ること。また、新たに情報機器作業に従事する作業に従事する作業者に対しては、情報機器作業の習得に必要な訓練を行うこと。

〈配慮事項〉

(1) 高齢者に対する配慮事項

高齢者の作業者については、照明条件やディスプレイに表示する文字の大きさ等を、作業者ごとに見やすいように設定するとともに、過度の負担にならないように作業時間や作業密度に対する配慮を行うことが望ましいこと。

(2) 障害等を有する作業者に対する配慮事項

情報機器作業の入力装置であるキーボードとマウスなどが使用しにくい障害等を有する者には、必要に応じ、音声入力装置等を使用できるようにするなど対策を講じること。

また、適切な視力矯正によってディスプレイを読み取ることが困難な

者には、必要に応じ、拡大ディスプレイ、弱視者用ディスプレイ等を使用できるようにするなど対策を講じること。

(3) テレワークを行う労働者に対する配慮事項

本ガイドラインのほか、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日)を参照して、必要な健康確保措置を講じること。

その際、事業者が業務のために提供している作業場以外で、テレワークを行う場合については、事務所衛生基準規則、労働安全衛生規則及び本ガイドラインの衛生基準と同等の作業環境となるよう、テレワークを行う労働者に助言等を行うことが望ましい。

(4) 自営型テレワーカーに対する配慮事項

注文者は「自営型テレワークの適正な実施のた

めのガイドライン」(平成30年2月2日)に基づき、情報機器作業の適切な実施方法等の、健康を確保するための手法について、自営型テレワーカーに情報提供することが望ましい。

また、情報提供の際は、必要に応じて本ガイドラインを参考にし、情報提供することが望ましい。

情報機器作業の

作業区分

〈作業区分①〉

作業時間または作業内容に、相当程度拘束性があると考えられるもの(全ての者が健診対象)。

〈作業区分の定義①〉

1日に4時間以上情報機器作業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの。

- 作業中は常時ディスプレイを注視する、または入力装置を操作する必要がある。
- 作業中、労働者の裁量で

適宜休憩を取ることや、作業姿勢を変更することが困難である。

〈作業の例①〉

- コールセンターで相談対応(その対応録をパソコンに入力)
- モニターによる監視・点検・保守
- パソコンを用いた校正・編集・デザイン
- プログラミング
- CAD作業
- 伝票処理
- テープ起こし(音声の文書化作業)
- データ入力

〈作業区分②〉

前記①以外のもの(自覚症状を訴える者のみ健診対象)。

〈作業区分の定義②〉

前記①以外の情報機器作業対象者。

〈作業の例②〉

- 前記の作業で4時間未満のもの
- 前記の作業で4時間以上ではあるが、労働者の裁

量による休憩を取ることができないもの

- 文書作成作業
- 経営等の企画・立案を行う業務(4時間以上のものも含む)

- 主な作業として会議や講演の資料作成を行う業務(4時間以上のものも含む)
- 経理業務(4時間以上のものも含む)

冬場の在宅作業環境について

在宅ワークが再び増えていると思われませんが、自宅で作業する場合には気をつけたいことがあります。真冬に向かつて空気が乾燥します。自室でも暖房器具を使用することになります。それによって室内はますます乾燥しやすくなります。感染予防のために自宅においても乾燥対策が必要となります。換気と、できれば加湿器を用い、その併用が望ましいとされています。部屋の湿度を50〜60%の維持しましょう。研究によれば、温度7〜

- 庶務業務(4時間以上のものも含む)
- 情報機器を使用した研究(4時間以上のもも含む)

〈注〉

「作業の例」に掲げる例はあくまで例示であり、実際に行われている(または行う予定の)作業内容を踏まえ、「作業区分の定義」に基づき判断すること。

8℃、湿度20〜25%の環境では、インフルエンザウイルスの6時間後の生存率は63%で、湿度49〜51%では生存率が42%に低下といわれています。湿度が低い環境ではウイルスの生存率が高まり、感染率が高まるといえます。せつかくの暖房ですが、定期的に窓を開けて換気するとか、窓を少し開けておいて空気の流通を図ることもお奨めです。その分、室温が下がりますが、衣類や室温を上げるなど工夫してください。また、自室でのマスク着用は、気道の乾燥を防ぎ、ウイルスの侵入を防ぐ効果があります。

〈情報機器の作業環境〉



病
気
か
ら
身
を
守
る
た
め
の
知
識

暖房—加湿と

換気も大切です！

協会メディカルクリニック・ドクター 甲斐一成（医博）

明けましておめでとうござ
います。本年もよろしくお願
いいたします。

皆様はお正月をどのよう
に過ごされましたか？

例年の年末年始ですと、忘
年会、新年宴会と、夜遅くま
で賑やかに楽しまれていた方
が多かったのではないでしょ
うか。

しかし昨年と本年はコロナ
感染の蔓延（まんえん）で、予
防上、静かに過ごされた方が
多かったのでは、と思います。
日常生活も、手洗い、う



がいと気
遣いが多
い日々が
続き、外
出時や仕
事の際に

も、人と話すときはマスクの
着用品が必須となり、苦勞され
た方も多いのではないでしょ
うか。

マスクの選択は

本来の機能を

チエツクして

初期にはマスクが不足して
困りましたが、最近では手に
入るようになりました。

最近ではマスクもいろいろ
な種類のものが販売されて、
ファッションのようになって
きたように思います。

材質も不織布ばかりでな
く、18歳で地元の有名人と
なった将棋の藤井聡太二冠
が勝負の時に使用したマスク
がメディアで話題となり、そ
のマスクを製造していた会社

が、コロナ不況から立ち上が
るきっかけとなったともいわ
れています。

現在、色々な素材で各メー
カーが工夫を凝らしたマスク
を販売しており、不況に対す
る対策の一つともなっている
ように思えます。

機能的にも抗菌性を備え
て、ウイルスに対しての防御
にも有効と宣伝し、差別化を
訴えた商品も出ています。

暖房で大切なこと

しかし、マスクを長時間使
用すると、顔面が痒くなった
り、赤くなる方もあるのでは
ないでしょうか。筆者は鏡を
覗いた時にマスクの部位が赤
いことに気づきました。朝に
は軽快していても、やはり気
にはなります。

早期にコロナの治療薬やワ
クチンの完成が切に望まれま
す。

昨年は晩秋まで暖かく、紅
葉も今ひとつでしたが、12月
に入るとめっきり寒くなり、
外出時にコートやマフラーが
必要となってきました。

家の中でも暖房をされて
おられることと思います。皆
様のお家ではどのような暖房
器具が使われていますか。

石油ストーブ、ガスストー
ブ、エアコン、オイルヒーター
と、色々な種類がありますが、
暖房で一番大切なことは加湿
と換気なのです。

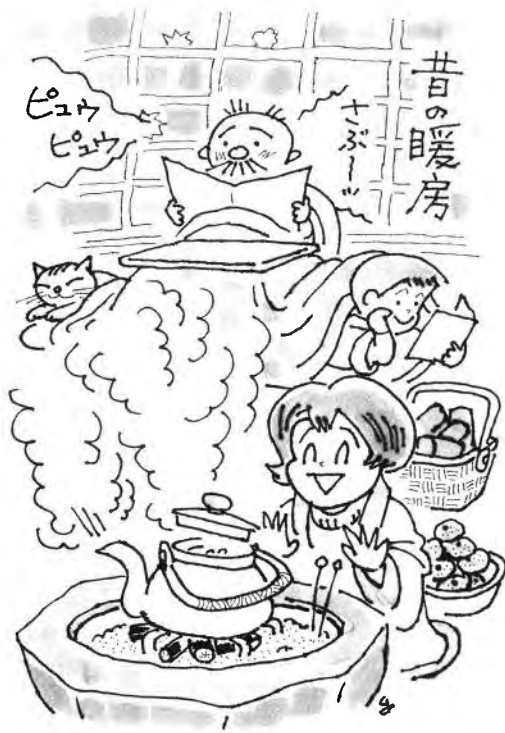
冬の感染症の主体となる
感冒、インフルエンザ、感染
性胃腸炎はウイルス感染で、
ウイルスの長時間の生存を防
止するためには、適切な温度
と乾燥を防ぐことが重要とな
ります。

適宜の歯磨きが

お奨めです

この一年はコロナ感染症が
世界中に流行し、この冬には
第三波に続き、第四波が来る
のではないかと心配されてい
ます。

皆様の会社や家庭での暖
房は、どのようにされています
か。現在では石油ストーブ
は主力ではありませんが、エ
アコンでの暖房も空気の乾燥
が気になります。しかし全フ



ロアを加湿することは、なかなか難しいのではないのでしょうか。

パソコンの端子から加湿器の電源を取っても限界がありそうですし、うがいを頻回に行うことが関の山のように思われます。

マスクをかけて仕事をされたいれば、湿気は保たれそうですが、マスクの使用は唾液に悪影響があるといわれています。そこで適宜、歯磨きを行う

のはどうでしょう。歯周病の予防になりますし、お奨めです。

昔の暖房と加湿は、 火鉢にヤカンからの 湯気でしたが：

家庭では、どのように加湿されていますか。昔は火鉢にヤカンが冬の定番でした。今はそうした家庭は少ないと思います。

ガス暖房は水蒸気が出るので、加湿効果はあるのではないのでしょうか。しかし寝室で

の使用は難しいと思います。オイルヒーターの使用はどうでしょう。温度の過剰上昇は抑えられ、火災の心配もなくなりそうです。もう一つの重要な点をお話しします。

換気もお忘れなく

それは換気です。換気をするとせっかく暖房した温度が低下する可能性があります。合理的に行う必要があります。窓やドアなどの開けっ放しはやめ、換気のために開けるのは短時間に行いましょう。

換気は時間を決めて、短時間素早く行うことが大切です。

窓などを開けている間は、乾燥した外気が入ってきます。その上、コロナウイルスが入ってくる可能性もありますね。

温度と湿度を一緒に測定できる安価な温度計を、生活用品店で購入してデスク回りや家庭に設置して測定してみてください。案外、乾燥しているところもありますよ。

ご自身でできる 感染予防をしっかりと 実施しましょう

手洗い、うがい、マスクの使用、仕事場、家庭での温度・湿度管理。消毒と、可能なウイルス感染の予防法はいろいろ考えられます。

可能な予防法をしつかり実施して、コロナ感染症の蔓延を防止しましょう。

前回にもお話ししましたが、ウイルスに感染しても発病せず、発病しても重症化しないように対応するためには、体力の低下を防ぐことが大切です。

生活習慣にも、 ご注意を

治療中の病気がある方は、良好なコントロールの維持に努めましょう。

また、生活習慣も大切です。タバコ、アルコール、肥満は、ご自身で対応できる危険因子です。

お互いに努めて健康に一年を暮らしましょう。

新型コロナウイルス感染症

— 四方山話 ② —

協会理事長 福田 吉秀 (医博・日本禁煙学会認定
禁煙専門指導者)

愛煙家にきついお話ですが

中日新聞でも紹介された「カサウしろに振るやつ絶滅しろ！」—絶滅してほしい迷惑生物図鑑—(小学館)には、日常で見かける迷惑行為をする生物(ヒト)を、絶滅希望種と呼称し、何種(何人)が登場します。この本には(アルキッツ猿)が紹介されています。



タバコを
ポイ捨て
すること
もある。

タバコを吸いながら街中を闊歩する原始人。高温の火や広範囲に広がる煙で攻撃する。けむりは、おすそ分け？

喫煙場所がない

喫煙室が無くなったり、路上喫煙禁止になったりと、喫煙者はそれなりに苦勞されているようです。新型コロナウイルスの感染予防から、喫煙場所がより少なくなっています。

ニコチン依存症

「タバコぐらいゆつくり吸わせてあげたら」という世間の声もあります。その一方で、「喫煙はニコチン依存症であり、嗜好ではない」といった意見もあります。

ニコチンはアルコールよりも、はるかに多くの人を依存症にするとともに、多くの病

気を引き起こすことは事実です。

ニコチンや発がん物質などの有害物質を摂取する喫煙室を、提供し続けることは、本当の思いやりではないと思います。

どんなに酒好きの人でも、8時間の勤務時間が耐えられずに飲酒する人は、滅多にいません。職場内に飲酒室を作る必要性は生じていません。

一方のタバコは、多くの人がイライラする、ミスをする等の症状が生じ、ニコチンを摂取しなければ仕事に集中できなくなります。職場内に喫煙室を作らざるを得ない状況です。

喫煙室は

喫煙者にも悪影響

喫煙者は狭い空間に押し込められ、本来なら吸わずに済むはずの副流煙を大量に吸い込むこととなります。

また、喫煙室があるという環境は、禁煙したくても禁煙できない状況を作り出しています。

喫煙室を作っても、扉が開くたびに煙が漏れるため、やはり受動喫煙は生じています。

喫煙室は、吸う人に取っても、吸わない人にとっても良いものではありません。

喫煙室があることで、吸わない人たちの間では喫煙行為に対する問題意識が薄れ、吸わせてあげることが思いやりである、と勘違いしてしまう可能性があります。

新型コロナウイルスと

喫煙との関係

2020年に英国から、新型コロナウイルスへの感染リスクは、紙巻きタバコ喫煙者で有意に79%増加するという報告がありました。

COPD(慢性閉塞性肺疾患)は、喫煙により起こります。COPDは新型コロナウイルス感染症の、重症化のリスク因子の一つです。

日本には500万人以上のCOPD患者がいると推察されますが、適切な治療を受けているのは、わずか5%程度

です。高齢者ほど多く、喫煙者の5人に1人が発症します。階段や坂道で息が切れる、同世代の人と歩いても自分だけ遅れてしまい、ついて行くのがきつい、などの症状です。タバコを吸っている、あるいは喫煙歴があるという方で、このような症状のある人はCOPDの可能性があります。

COPD

長期間の喫煙により、気管支や肺胞に炎症が起こり、肺胞が壊れ、その部分の空気の出入りがスムーズにいかなくなります。

肺の破壊が進むと、新型コ



ロナウイルス、インフルエンザや風邪等のウイルスに感染しやすく、また重症化しやすくなります。

早期に受診し、禁煙とともに治療を受けてください。

愛煙家の方々には、少々きついお話でしたが、新型コロナウイルス感染者数が再び増加傾向にあることを踏まえ、日本禁煙学会からの、改めてのお願いを最後に引用します。

新型コロナウイルス感染症

かからない・うつさない

うつつさない

1. 換気に注意して飛沫感染

を防ぎましょう。飲食店、販売店、事業所など、あらゆる屋内施設では、適切にドアや窓を開けましょう。

2. 屋内では必ず、屋外では可能な限りマスクを着用しましょう。メガネやゴーグルは目の飛沫感染を防ぎますので、なるべく着用しましょう。フェイスシールドは単独で使用せず、必ずマスクと併用しましょう。マウスシールドはだ液を飛ばすため無効です。マスクをお使いください。

3. マスクを外して会話や食事が行われて屋内に、立ち入るのは控えましょう。屋外でも周囲から2メートル以上の距離をとるようにならしましょう。

5. 手洗いと手指の消毒を心がけましょう。家庭内でも区域を分けて、携帯電話・鍵・財布・時計などは、決めておいたレッドゾーン（汚染区域）に置きま

しょう。

6. 禁煙しましょう。喫煙者は感染しやすく、重症化しやすいことが分かっています。加熱式タバコも同じです。あなたの安全のため、そして医療崩壊を食い止めるためにも禁煙しましょう。

世界保健機構 (WHO) の提言

1 自宅でも定期的な運動をする。

2 健康的な食生活を心がける。

3 子供をいたわり、感染予防と教育環境の両立を心がける。

4 タバコをやめる 吸わない・深呼吸10回・水をよく飲む・他の活動に代える（入浴やシャワー・読書・散歩・音楽鑑賞など）。

5 心の健康にも心がける。

それでは皆さん、できるかぎりの「ステイ・ホーム」を

本年も協会の健康診断を

安心して受診してください

健診実施時における新型コロナウイルス感染症対策について

昨年、日本総合健診医学会、日本人間ドック学会、結核予防会、全国労働衛生団体連合会、日本対がん協会、全日本病院協会、日本病院会、予防医学事業中央会などが発表した「健康診断時における新型コロナウイルス対策」を掲載いたします。

この対策は、対策制定時の知見を踏まえて作成されたものですが、新たな知見等が得られた場合は改定されるものです。

協会では、この「対策」に沿った健診をすでに実施致しております。

当協会は、従来より、感染症対策に慎重を期した健診を実施して、受診者の皆様の信頼を頂いてまいりました。協会が提供させて頂く健診は、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、健診実施機関として適切な感染症対策を行い、受診環境確保に努めてまいります。

現況の第三波・新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大下にあつて、この感染対策を一層充実した健診を提供させ

て頂く所存です。本年も、感染予防対策に万全を期した健診を実施してまいりますので、安心して受診して頂きますよう、改めてご案内申し上げます。

(1) 健診を実施する当協会の対応について

基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策として、密閉・密集・密接の「3密」を可能な限り回避し、受診環境の確保に努めます。

受診環境を確保致します

- 受診者、健診職員・スタッフ相互の安全確保のため、健診の遂行上、特に必要がある場合を除き、健診会場ではマスク（サージカルマスク、布マスク等）着用を原則とします。

マスク着用がない場合は健診を受診できません。

- マスク着用が本人様のご用意をお願い致します。
- 健診受付後、速やかに問診、体温測定を行い、受診者の健康状態を確認致します。

- 発熱があるなど、健診受診に不相当と判断した場合は、受診者にご説明した上で、後日、体調が回復してから受診と致します。

- 「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診受診に要する時間を可能な限り短縮します。

- 受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮します。

- 室内の換気は、1時間に2回以上、定期的に窓やドアを開けるなど行います。（ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除きます）。

- 受診者の「密集」を避けるため、1日の予約数、予約時間等の調整をお願いします。

- 職員は、アルコール消毒液等により入念に手指の消毒を励行します。

- 協会施設における健診で

は、ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手すり、エレベータ呼びボタン、エレベータ内部のボタン等、受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒液または次亜塩素酸ナトリウム消毒液により、清拭し、環境衛生に努めます。

健診職員が感染源とならないために配慮致します

- ・職員は毎朝出勤時に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには、職場に連絡し、医療機関を受診します。管理者は毎朝、職員の体温測定結果と体調を確認・記録し、異常を認めた場合は出勤を停止します。
- ・過去に発熱が認められた場合、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは出勤を停止します（インフルエンザ等の発熱の原因が診断された場合は、各疾患の規定に従います）。このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当

該職員の健康状態に留意します。

- ・すべての職員はマスクを着用するとともに、手洗いはアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
- ・職員休憩室やロッカー室の什器等においても定期的な消毒を行い、職員間で感染が起らないように努めます。
- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全な対応を行います。
- ・職員に新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。

緊急時の対応

- ・胸部エックス線検査で、新型コロナウイルス肺炎を疑う所見が認められた場合は、直ちに当該受診者に説明し、その後の健診を中止します。

- ・当該受診者の移動経路に

ついて、接触部位の消毒を直ちに行い、関与した職員との接触状況を調査します。

- ・当該受診者と接触した可能性のある職員は、一旦、自宅待機措置とし、当該受診者が新型コロナウイルス肺炎の可能性が低いと判断された場合は復職し、新型コロナウイルス感染症と確認された場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

健診項目ごとの留意事項

① 問診、診察、説明、保健指導

- ・診察の前後で、必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。
- ・聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者ごとにアルコール消毒液または次亜塩素酸ナトリウム消毒液等で清拭します。

- ・結果説明、保健指導等の実施に当たっては、適切な距離を確保する、あるいはパーティションを設けるよう配慮します。また、説明資料等を工夫するなどし、結果説明、保健指導の効率化を図ります。

② 身体計測、生理機能検査

- ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で、受診者の手先や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液で清拭します。

③ エックス線撮影

- ・受診者が触れる箇所を検査ごとに、アルコール消毒液または次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。

④ 内視鏡検査

- ・日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。

⑤ その他の生体検査機器

- ・受診者の体が触れる部分は、受診者ごとにアルコール消毒液また

は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。

巡回型健診

- ・巡回型健診においては、施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。
- ・当該事業場の組織単位ごとに、受診時間を分散する等の方法を工夫します。また、受診者間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう協力を事業者等に要請します。
- ・健診車両においては、一度に乗車する人数を適正な数にし、十分な換気を行います。

(2) 受診者の方にお願 いする事項

- ・事前に受診者へ通知する事項
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は受診をお断りしていますので、体調が回復してから受診してください。
- ・いわゆる風邪症状が持続している方

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方

過去2週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする）のあった方

2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（および、それらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）

2週間以内に、新型コロナウイルスの患者や、その疑いがある患者（同居者・職場内での発熱を含む）との接触歴がある方、

新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方

上記症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は、医療機関にご相談ください。

- ・新型コロナウイルスに感染すると、悪化しやすい高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、受診延期も考慮していただきます。

受診に際して、受診者にお願 いする事項

- ・健診中は各自マスクを着用していただきます。
- ・マスクは受診者ご自身でのご用意をお願いします。
- ・入口等にアルコール消毒液を用意しますので、受診者には健診施設への入館（入室）と、退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いをお願いします。
- ・健診中は換気を定期的に行うため、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等、羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- ・受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ・健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますので、ご協力をお願いします。

（15ページは関連のポスターです）

大阪支部

健診フロアに健康 相談室を新設

—特定保健指導の受診がよりスムーズになりました—

大阪支部では昨年10月、健診フロア内に健康相談室を新設しました。従来の健康相談室は別フロアにあり、受診者の皆様には、ご不便をおかけしていましたが、新設の健康相談室は、健診と同じフロアで受診していただくことができます。

今年も受診者の皆様の健康管理に貢献できるよう努めてまいりますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

私達は、マニュアル「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づいて感染防止に取り組んでいます。

新型コロナウイルス 感染防止対策実施施設

施設名 一般社団法人 オリエンタル労働衛生協会

私たちは受診者および職員の安全確保のため下記の事項を励行します。



マスクの着用



手洗い・消毒



体調チェック
(検温など)



十分な換気



密集を避ける



定期的な消毒

本ポスターは、内閣官房の業種別ガイドラインにも指定されている「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づいた感染対策を行う健診施設の自己申告・責任により、2020年10月～2021年3月の期間で配布するものです。対策の詳細に関しては健診施設にお問い合わせください。 <https://www.ningen-dock.jp/covid19poster/>

マニュアル「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」作成団体
日本人間ドック学会・日本総合健診医学会・結核予防会・全国労働衛生団体連合会
日本対がん協会・日本病院会・予防医学事業中央会



神野吾郎	小畑耕一	小栗恒夫	岡田邦彦	岩間汪美	石川清昭	相羽昭	理事	伊藤達夫	專務理事	神取幸治	副理事長	福田吉秀	理事長
------	------	------	------	------	------	-----	----	------	------	------	------	------	-----

小林憲夫	顧問	川地正章	小栗厚紀	監事	山内一	宮崎秀樹	宮崎敏明	光田敏夫	廣瀬彦	西村三藏	筒井隆彌	竹中幸男	栗山康介	久納昇辰
------	----	------	------	----	-----	------	------	------	-----	------	------	------	------	------

令和3年元旦

職員一同

(五十音順・敬称略)

山田雅一	水谷健治	丹羽重典	田財重典	鈴木智博	杉浦弘光	清水宏之彦	桑山則彦	参与	藤澤正義
------	------	------	------	------	------	-------	------	----	------